

平成 28 年度現業職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合
神奈川県高等学校現業労働組合

2 交渉回数

平成 28 年 10 月 21 日から平成 29 年 1 月 27 日まで 9回

3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	行政職員との均衡を通じて、民間との均衡を図るため、給料表の改定を行なうこととしたい。	多くの職員が現給保障の対象となるなか、職員の生活改善につながる改定をすべき。	給料表の改定をする。 (平成 28 年 4 月 1 日適用)
地域手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、平成 28 年度の支給率を 11.6%に改定したい。		支給率を 11.6%に改定する。 (平成 28 年 4 月 1 日適用)
期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引き上げたい。 ・ 平成 28 年度分については 12 月期に適用したい。 		勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引き上げる。 (平成 28 年 12 月期に適用)
扶養手当	<p>人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、扶養手当の支給額を以下のとおり改定したい。</p> <p>配偶者:6,500 円 子:1 万 1,000 円(職員に配偶者がいない場合 1 万 7,500 円) 配偶者及び子以外の扶養親族:6,500 円</p>	現業職員の年齢構成等を踏まえた改定をすべき。	<p>扶養手当の支給額を以下のとおり改定する。</p> <p>配偶者:7,400 円 1 人目の子:1 万 200 円 (職員に配偶者がいない場合は 1 万 5,200 円) 2 人目の子:1 万 1,000 円 3 人目以降の子:1 万 2,000 円 配偶者及び子以外の扶養親族:7,000 円 (平成 29 年 4 月 1 日適用。 平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの間は特例措置を設ける。)</p>

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
給与制度の総合的見直し			
地域手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、平成 29 年度の支給率を 11.8%に改定したい。	多くの職員が現給保障の対象となるなか、職員の生活改善につながる改定をすべき。	支給率を 11.8%に改定する。 (平成 29 年4月1日実施)
給料の調整額の廃止			
給料の調整額	給料の調整額を廃止し、特殊勤務手当として支給したい。	職務の実態に見合った内容とすべき。	給料の調整額を廃止し、特殊勤務手当として支給する。 (平成 29 年4月1日実施)
育児・介護と仕事の両立支援関係			
育児・介護休業法の一部改正に伴う対応	法改正に伴い、介護休暇を3つの期間に分割して取得できるようにするなど、所要の改正を行いたい。	—	介護休暇を3つの期間に分割して取得できるようにするなど行う。 (平成 29 年4月1日実施)
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う対応	法改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等を加えるなど、所要の改正を行いたい。	—	育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子等を加えるなど行う。 (平成 29 年4月1日実施)
育児休業	職員が2回目以降に育児休業を取得する場合は、1歳の子までに係る除算率を6分の1、3歳までの子に係る除算率を4分の1としたい。	—	職員が2回目以降に育児休業を取得する場合は、1歳の子までに係る除算率を6分の1、3歳までの子に係る除算率を4分の1とする。 (平成 29 年4月1日実施)
非常勤職員の勤務条件			
非常勤職員の私傷病のための療養休暇	—	非常勤職員の私傷病のための療養休暇を有給休暇にすべき。	非常勤職員の私傷病のための療養休暇については、10 日のうち2日を有給休暇とする。 (平成 29 年4月1日実施)
その他			
配偶者同行休業	国に準じて、当初の休業期間と合わせて3年を超えない範囲内において、休業の期間の再度の延長を可能としたい。	—	国に準じて、休業の期間の再度の延長を可能とする。 (平成 29 年4月1日実施)

